

京都市建設局週休2日モデル工事試行要領

1 目的

本要領は、「京都市建設局週休2日モデル工事」の試行に関する事項を定めることにより、建設業の働き方改革の推進、将来の公共工事の品質確保の促進を図るものである。

2 用語の定義

- (1) 「週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (2) 「対象期間」とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。ただし、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)は含まない。
- (3) 「工事着手日」とは、「工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置又は測量をいう。）、詳細設計付工事における詳細設計又は工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手」した日とする。
- (4) 「工事完成日」とは、「土木工事共通仕様書（京都市）」に基づく「工事完成通知書」を提出した日とする。
- (5) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して、対象工事全ての現場や現場事務所が閉所された状態をいう。
- (6) 「4週8休以上」とは、対象期間内の現場閉所日数の割合(以下「現場閉所率」という。)が、28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。
- (7) 「4週7休以上、4週8休未満」とは、現場閉所率が、25.0%(7日/28日)以上の水準に達する状態をいう。
- (8) 「4週6休以上、4週7休未満」とは、現場閉所率が、21.4%(6日/28日)以上の水準に達する状態をいう。
- (9) 上記の(6)から(8)においては、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
- (10) 各工事における現場閉所率の算定は、以下のとおり行うものとする。ただし、以下の算出方法に基づき算出した数値の小数点以下2桁目を切り捨てた、小数点以下1桁目までの値とする。

$$\text{＜現場閉所率（％）＝（現場閉所日数÷対象期間日数）×100＞}$$

3 発注方式

次のいずれかによる方式を基本とする。

- (1) 発注者指定方式
発注者が、週休2日に取り組むことを指定する方式
- (2) 受注者希望方式
受注者が、工事着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式

4 積算方法等

(1) 補正方法

週休 2 日の確保に取り組む工事において、対象期間中の現場の閉所状況に応じて、表 1 のとおり、それぞれの費用に補正係数を乗じるものとする。

なお、土木工事標準積算基準書（京都市建設局）以外の積算基準により計上する費用がある場合は、当該積算基準における補正係数を適用する（例：下水道用設計標準歩掛表第 1 巻における下水道工事市場単価の補正係数）。

表 1 京都市建設局週休 2 日モデル工事（試行）における補正係数

（令和 3、4、5 年度土木工事標準積算基準書（京都市建設局）を適用する工事の場合）

（注 1、2、3）

	【4 週 8 休以上】	【4 週 7 休以上、 4 週 8 休未満】	【4 週 6 休以上、 4 週 7 休未満】
労務費（注 2、3）	1.05	1.03	1.01
機械経費（賃料）（注 4）	1.04	1.03	1.01
共通仮設費率	1.04	1.03	1.02
現場管理費率	1.06	1.04	1.03

注 1 令和 3 年度土木工事標準積算基準書（京都市建設局）は基準適用年月が 2021 年 8 月から 2022 年 7 月までの設計図書に適用する。

注 2 令和 4 年度土木工事標準積算基準書（京都市建設局）は基準適用年月が 2022 年 8 月から 2023 年 7 月までの設計図書に適用する。

注 3 令和 5 年度土木工事標準積算基準書（京都市建設局）は基準適用年月が 2023 年 8 月から 2024 年 7 月までの設計図書に適用する。

注 4 土木工事市場単価の補正係数は別紙による。

注 5 土木工事標準単価は週休 2 日補正した単価を使用すること。

注 6 仮設材は補正の対象としない。

注 7 上表全ての項目について、工場製作に係る費用及び工事に計上する業務委託料（測量、地質調査及び設計業務等）は補正の対象としない。

(2) 補正方法

ア 発注者指定方式

当初の予定価格から 4 週 8 休以上の現場閉所の達成を前提とした各経費の補正を行うものとする。ただし、契約後、4 週 8 休以上の現場閉所が達成できない場合は、現場閉所の達成状況に応じて各経費を補正し、適切に請負代金額を変更するものとする。

イ 受注者希望方式

当初の予定価格には、現場閉所の達成を前提とした各経費の補正は行わないものとする。ただし、契約後に現場閉所の達成状況に応じて各経費を補正し、適切に請負代金額を変更するものとする。

5 工事成績評価

発注方式の別に関係なく、対象期間中の現場閉所の達成状況に応じて、工事成績評価の「工程管理」及び「創意工夫」で表 2 のとおり加点を行う。ただし、週休 2 日を確保できなかった場合においても、減点は行わないものとする。

表2 京都市建設局週休2日モデル工事（試行）における工事成績評定の評価

（単位：点/100点満点）

採点者	考査項目	4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満
担当監督員	工程管理 (注1)	0.8	0.8	0.8
主任監督員		0.8	0.8	0.8
総括監督員		0.4	0.4	0.4
主任監督員	創意工夫	1.2	0.8	0.4
合計(注2)		3.2	2.8	2.4

注1 「a」評価となった場合。週休2日を達成した場合、原則「a」評価とする。ただし、他の事項で著しく評価する内容が確認される場合は「a」評価としないことができる。

注2 評価の内容は、発注者指定方式、受注者希望方式のいずれも場合も同じとする。また、適用した「土木工事標準積算基準書（京都市建設局）」の年度も別も問わない。

6 対象工事

原則、建設局が発注・監督する全ての工事（工事に類する業務委託を含む。）を対象とする。

※ ただし、災害復旧や維持工事、工期等に制約がある工事は除く。

※ 対象工事において、当初予期し得なかった事情の変化等が生じたことにより、必要となった追加工事又は付帯工事で、建設局が発注・監督するものについては、週休2日モデル工事の対象とする。

7 工期

(1) 発注者は、工期設定に当たり、国土交通省における「工事着手準備期間・後片付け期間の見直し」及び「工期設定支援システム」に関する取組内容を参考にすること。

(2) 工期の延期は、天候不良等の不可抗力によるやむを得ない場合を除き、認めない。また、現場閉所率28.5%（8日/28日）以上の水準を確保できないことを理由とする工期延期は、例外なく認めない。

8 留意事項

(1) 受発注者は、4週8休以上の達成に当たって、1週2休（原則として土曜・日曜）を確保できるよう努めること。

(2) 受注者は、共通仕様書に基づいて契約後速やかに提出する「施工計画書」において、現場閉所率28.5%（8日/28日）以上の水準を確保するための取組及び予定を明記すること。

(3) 受注者は「工事履行報告書」及び「工事月報」において、「当該月における現場閉所日」及び「工事着手日から当該月末日までの期間における累積の現場閉所率」等を明記すること。

(4) 発注者は、毎月、「工事履行報告書」及び「工事月報」における記載により、現場閉所の確認を行うこと。

(5) 受注者は、本市が週休2日の推進を目的に受注者に対して実施する「建設局週休2日モデル工事」に関するアンケート調査やヒアリング調査に、随時協力しなければならない。

(6) 複数件一括工事の場合、現場閉所率の算定に当たっては、一つの現場として取り扱うこと（複数件のうち1件以上の工事において現場を開所した場合、一括契約している他の全ての工事においても現場を開所したものとして取り扱うこと。）。)

(7) 日付を跨ぐ夜間工事を行った場合、夜間工事を開始した日付を現場開所日、夜間工事を終了した日付は現場閉所日として取り扱うこととする（ただし、夜間工事の開始日及び終了日のいずれの日中に現場を開所していない場合に限る。）。)

(8) 交通誘導警備員を24時間で配置する工事の場合、現場を閉所しているのであれば、交通誘導警備員の配置にかかわらず、現場閉所日として取り扱うこととする。ただし、受注者は交通誘導警備

員各自の休日の取得状況を、現場閉所率と同様の方法により算定し、発注者に報告すること。交通誘導員各自の休日の取得状況は、現場閉所率の判定に含むものとする。

※ 例えば、現場閉所率が 28.5%以上を達成した場合でも、交通誘導員の休日取得状況が 1 名でも 28.5%未満となった場合は、その休日取得状況の率に応じた現場閉所率に基づき、費用の補正及び工事成績の評定を行う。

附 則

この要領は、令和元年 8 月 7 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 6 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 8 月 1 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 8 月 1 0 日から施行する。

市場単価方式による週休２日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数		
		4週6休以上、 4週7休未満	4週7休以上、 4週8休未満	4週8休以上
鉄筋工		1.01	1.03	1.05
ガス圧接工		1.01	1.02	1.04
インターロッキングブロック工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.01	1.03	1.04
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（落石防護柵）		1.00	1.01	1.02
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.02	1.03
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去・移設	1.01	1.03	1.04
道路付属物設置工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
法面工		1.00	1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.02	1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.02	1.03
道路植栽工	植樹	1.01	1.03	1.05
	剪定	1.01	1.03	1.05
公園植栽工		1.01	1.03	1.05
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.00	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.04
橋面防水工		1.00	1.01	1.02
薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01	1.01
軟弱地盤処理工		1.00	1.01	1.02
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.00	1.01	1.01